

認定基準補足

第3

組合員の年間収入とは、以前から組合員であるものは前年（育休中の組合員については育休前）の源泉徴収票、新たに組合員になった者等は標準報酬月額×16（月）とする。

ただし、賞与の支給がない短期組合員等については標準報酬月額×12（月）とする。

(1)について

次の場合、認定対象者の収入が認定限度額以内であり、その額が組合員の収入を上回らないことを要件として、認定可能とする。

- ・認定対象者の年間収入が組合員の収入の2分の1を超える場合でも、扶養手当の有無を含めて当該世帯の生計の状態を総合的に勘案し、組合員が金銭的に認定対象者を支えつつ、その世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められるとき。
- ・認定対象者の年間収入に障害を事由とする収入（障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、年金生活者支援給付金、就労継続支援による工賃、特別障害者手当、在宅重度障害者手当等）が含まれる場合は、その者の全体の収入から障害を事由とする収入を除いた額が組合員の収入の2分の1を超えない場合。

(2)について

組合員より扶養の優先順位が高い扶養義務者（以下「優先扶養義務者」という。）とは、父母については同居の兄弟姉妹（組合員は別居の場合）、孫についてはその両親、祖父母又は組合員の兄弟姉妹については組合員の両親が該当する。その他の続柄については適宜判断する。

(3)について

組合員資格取得直前まで両親いずれかの被扶養者になっていた組合員が、資格取得と同時に今までの扶養者を被扶養者とするようなケースを想定しており、この場合、扶養の実態の確認と組合員の扶養能力を判断するため、1年の期間を設ける。

(4)について

法人の役員は原則社会保険に強制適用となるので、被扶養者として認定できない。

第 4

事業収入の確認は原則確定申告書（収支内訳書等を含む。）の提出により行うが、やむを得ない場合は市県民税の申告書等の提出によって替えることとする。

なお、判定の基準が違う複数の収入がある場合には、共済組合が最もふさわしいと判断した方法で判定する。また、(8)について、資格喪失後の出産手当金を受給する場合は収入とみなさないが、その他の収入がある時はこの限りでない。

第 1 1

(3)について

配偶者が親族の被扶養者であった場合、その取消日が入籍日より後になる場合はその取消日とする。

第 1 2

事実発生日を認定日とするためには、届出の日付を厳守すること。また、必ず組合員への周知も行なうこと。

なお、所属所長証明日は共済組合の受付日までが1週間以内となるよう留意すること。